

駒ヶ根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

〔平成28年 2月26日〕  
〔告示 第13号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とは、65歳以上の者（要介護者及び要支援者を除く。）で、要介護状態又は要支援状態となる可能性の高い状態にあり、別に定める基本チェックリストの結果が基準に該当する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事業内容及び対象者)

第4条 総合事業は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業の内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 訪問介護相当サービス
- (2) 緩和した基準による訪問型サービス
- (3) 短期集中訪問指導サービス
- (4) 通所介護相当サービス
- (5) 緩和した基準による通所型サービス
- (6) 短期集中通所型サービス
- (7) 介護予防ケアマネジメント
- (8) 介護予防把握事業
- (9) 介護予防普及啓発事業
- (10) 地域介護予防活動支援事業
- (11) 一般介護予防事業評価事業
- (12) 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1第2の1の(1)ア(エ)の①から④まで（一般介護予防事業にあっては、同(エ)①、②又は④に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち、訪問介護相当サービス、緩和した基準による訪問型サ

ービス、通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスについては、指定事業者により実施する。

- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

（指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額）

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

（サービス事業支給費の支給）

第7条 法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費は、別表第2に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。

- 2 省令第140条の63の2の規定により、総合事業の利用者の所得の額が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）で定める額以上である場合の当該利用者に係る第1号事業支給費については、サービスの利用者が、第1号被保険者であって、法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

（利用料等）

第8条 総合事業の利用者は、別表第3に定める利用料を負担しなければならない。

- 2 総合事業の実施の際に、食費や原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

- 3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する事業所に直接納付するものとする。

（支給限度額）

第9条 支給限度額の算定は法第55条の規定の例によるものとし、支給限度額は別表第4のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、別表第2に定める事業に限る。

- 2 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第10条 市長は、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについて、通知別記1第2の1の(1)イ(オ)③及び④の例により、同(オ)③の高額介護予防サービス費相当事業及び同(オ)④の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（事業の委託）

第11条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（省令

第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

第12条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

（総合事業の利用料）

第13条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①又は②の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（事業対象者の特定の有効期間）

第14条 事業対象者の特定の有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 2年間

2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月1日から事業対象者の特定を無効とする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業構成		事業内容	対象者	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者	
		緩和した基準による訪問型サービス		
		短期集中訪問指導サービス		
	通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス		旧法の介護予防通所介護に相当するサービスを行うこと。
		緩和した基準による通所型サービス		通所介護事業所がレクリエーション等介護予防に資する活動で、短時間で実施するサービスを行うこと。
		短期集中通所型サービス		保健又は医療の専門職が、生活機能向上のための運動機能及び身体機能の向上トレーニング等を行うこと。
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）		対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うこと。	要支援者（法第8条の2に規定する介護予防サービスを利用するため同法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び介護予防・生活支援サービス事業対象者	
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者	

		必要とする者を把握し、介護予防活動につなげること。
介護予防普及啓発事業		介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布を行うこと。
地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行うこと。
一般介護予防事業 評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うこと。
地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。

別表第2（第6条、第7条関係）

事業構成		金額	備考
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	週1回利用 1月につき 11,680円 週2回利用 1月につき 23,350円 上記を超える 1月につき 37,040円	加算は国が示す基準と同様
	緩和した基準による訪問型サービス	1回につき 2,200円（30分以上1時間未満） 1回につき 1,500円（20分以上30分未満） ※原則週2回（短時間のみの場合は原則3回）	
通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス	要支援1 1月につき 16,470円 要支援2 1月につき 33,770円	加算は国が示す基準と同様
	緩和した基準による通所型サービス	週1回利用 1月につき 13,200円 週2回利用 1月につき 27,100円	

別表第3（第8条関係）

事業構成	利用料等		備考
	第1号事業支給費の額が	第1号事業支給費の額が	

		100分の90に相当する額 である者	100分の80に相当する額 である者	
訪問 型サ ービ ス(第 1号 訪問 事業)	訪問介 護相当 サービ ス	週1回利用 1月につき 1,168円 週2回利用 1月につき 2,335円 上記を超える 1月につ き 3,704円	週1回利用 1月につき 2,336円 週2回利用 1月につき 4,670円 上記を超える 1月につ き 7,408円	加算分 は、別途
	緩和し た基準 による 訪問型 サービ ス	1回につき 220円 (30分以上1時間未満) 1回につき 150円 (20分以上30分未満)	1回につき 440円 (30分以上1時間未満) 1回につき 300円 (20分以上30分未満)	
	短期集 中訪問 指導サ ービス	1回につき 300円(30分) ※ リハビリ専門職等委託しない場合は無料とする。		
通所 型サ ービ ス(第 1号 通所 事業)	通所介 護相当 サービ ス	要支援1 1月につき 1,647円 要支援2 1月につき 3,377円	要支援1 1月につき 3,294円 要支援2 1月につき 6,754円	加算分 は、別途
	緩和し た基準 による 通所型 サービ ス	週1回利用 1月につき 1,320円 週2回利用 1月につき 2,710円	週1回利用 1月につき 2,640円 週2回利用 1月につき 5,420円	
	短期集 中通所 型サー ビス	1回につき 300円 ※ リハビリ専門職等委託しない場合は無料とする。		

別表第4 (第9条関係)

対象者区分	支給限度額
事業対象者	1月につき 50,030円 ※ 個々の利用者の状態に応じて認められた場合は、連続する6月に限り、1月につき 104,730円とする。
要支援1	1月につき 50,030円
要支援2	1月につき 104,730円